

# 雲仙岳火山防災計画(案)について

# 1. 昨年度の雲仙岳火山防災協議会における説明状況

- ✓ 平成28年度雲仙岳火山防災協議会において雲仙岳火山防災計画に関する以下の事項について検討を行った。

- 情報の収集・伝達に関する事項
- 避難の基本的な方針
- 雲仙岳火山防災計画の全体構成

## 幹事会からの報告事項

### ○雲仙岳火山防災計画の全体構成

- 第1章 総則(※3編に共通する事項を記載)
  - 計画の目的
  - 計画の位置付け
  - 計画の区域
  - 県・市の防災体制
  - 協議会構成員の役割
  - 情報の収集・伝達
    - ・ 協議会の構成員における情報伝達・共有
    - ・ 住民、登山者等への情報伝達と手段
  - 異常現象等の報告等
- 第2章 火山噴火対策編(※火山噴火に特化した項目を記載)
  - 基本的事項
    - ・ 雲仙岳の概要
    - ・ 噴火シナリオ
    - ・ 計画の対象となる火山現象
    - ・ 噴火警戒レベル
    - ・ 火山活動の影響範囲(火山ハザードマップ)
    - ・ 火山の監視体制
  - 事前対策
    - ・ 避難の基本的な方針
    - ・ 火口周辺規制及び入山規制の範囲
    - ・ 避難対象者と避難対象地域
    - ・ 噴火警戒レベルと防災対応の整理
    - ・ 噴火警戒レベルと避難動向・指示、警戒区域の設定等の発令基準
    - ・ 指定緊急避難場所の設定
    - ・ 指定避難所の設定
    - ・ 避難経路の設定
    - ・ 避難手段の確保
    - ・ 救助の体制
    - ・ 避難促進施設
      - 避難促進施設の指定
      - 避難確保計画作成の支援
    - ・ 合同会議等
  - 噴火後の対応
    - ・ 避難の長期化に備えた対策
    - ・ 風評被害対策
    - ・ 避難指示解除、一時立入等の対応
  - 平常時からの防災啓発と訓練
    - ・ 住民等への防災啓発
    - ・ 登山者への防災啓発
    - ・ 防災訓練

12

## 幹事会からの報告事項

### ○雲仙岳火山防災計画の全体構成

- 第3章 溶岩ドーム崩壊対策編(※溶岩ドーム崩壊に特化した項目を記載)
  - 基本的事項
    - ・ 雲仙岳溶岩ドームの概要
    - ・ 溶岩ドーム崩壊により想定される現象
    - ・ 溶岩ドーム崩壊の想定と影響範囲(ケース1～ケース6)
    - ・ 溶岩ドーム崩壊に関する暫定基準
    - ・ 溶岩ドーム崩壊を想定した事前防災行動計画(タイムライン)
    - ・ 溶岩ドームの監視体制
  - 事前対策
  - 崩壊後の対応
- 第4章 眉山崩壊対策編(※眉山崩壊に特化した項目を記載)
  - 基本的事項
  - 事前対策
  - 崩壊後の対応

※今後の議論により、項目の追加・削除・記載位置の変更等を行います。

13

平成28年度雲仙岳火山防災協議会説明資料より抜粋

- ✓ また、内閣府による「火口近傍の登山者・観光客の避難計画」策定支援を受けて、「雲仙岳火山防災計画（ひな形）」及び「レベル別対応整理シート」等を作成した。

## 支援業務を受けて整理した事項

- 噴火警戒レベル2 (1km)～レベル3 (2.5km) に応じた立入規制ポイントの整理
- 管理者等の立入規制を実際に行う機関について確認（登山道や道路等の規制実施機関）
- 規制範囲毎における閉鎖（又は避難対応）が必要となる施設の整理
- 登山者が退避するルートに関する方針案の検討

### 火口近傍の登山者・観光客の避難計画策定支援業務について

#### 当初検討課題

(※避難計画策定支援応募用紙(雲仙岳)から抜粋)

- 想定火口周辺に入域できる登山道が複数あるため、入れ込み数の把握がしにくい
- 現地との情報伝達ルートが確保されておらず、噴火警戒レベルを基にした避難誘導や規制を迅速に行うことができない。
- どのようなタイミングで、どの範囲を閉鎖し、また、退避を呼びかけるべきかが決まっていない。

#### 課題解決に向けた調査検討

- 現地調査による火口から1km圏内の登山道の現状把握
  - 噴火警戒レベル2発表時は、火口から1km圏内が規制対象だが、該当する登山道はループ状で入口は2カ所に限定。また、ループ最奥に一方通行の登り区間が存在
  - 西側(妙見岳方向)への避難は地形的には問題ないが、急な登りとなるため登山客が躊躇する可能性有
  - 南側(仁田峠方向)は、谷沿いに逃げることになるため、避難ルートとして安全性を検討することが必要
- 自治体との打ち合わせによる火口から1kmより圏外の避難方法の検討
  - 下山方向を迷わないための避難誘導が必要であり、その周知方法を検討することが必要
  - 雲仙ロープウェイの駅舎及び職員の協力による避難対応の検討(緊急避難場所や情報拠点等)

#### 課題及び解決の方向性

- 火口から1km圏内の登山道の対策強化
  - 噴火警戒レベル2発表時(火口から1km圏内規制)、規制範囲内の登山道の入口は2カ所に限られるため概ね1km圏地点で規制することとしたが、規制地点をより遠方の尾根部に変更する方針(アザミ谷→ロープウェイ仁田峠駅付近、紅葉茶屋→吹越分かれ)。
  - 吹越分かれから西方の第2吹越への登山道が通行止めとなっていたが、H28年11月に復旧したため、避難ルートとして問題無し
  - 規制地点を遠方にしたこと南側(仁田峠方向)の谷部を規制できるため、レベル2時点での滞留者がなく安全性が向上
  - ループ最奥に一方通行の登り区間が存在する。退避を一方通行開始地点(鳩穴分かれ付近)に新設する案も検討
- 火口から1kmより圏外の避難体制の強化
  - 登山道の規制は東島原振興局で対応する。(公園監視員および雲仙公園担当の職員、規制の資材は公園作業員諸所に保管済み)
  - レベル2規制時は、雲仙ロープウェイ駅で周知する方針(多言語も含めた周知例文の作成が必要)
  - 現状ではロープウェイから市に状況を説明する仕組みがないため連絡体制の見直しを実施
  - 下山の避難誘導は、雲仙ロープウェイの駅舎及び職員の協力ももて検討(緊急避難場所や情報の周知拠点等)
  - 道路規制は従来の申し合わせ事項どおり、県、雲仙市、南島原市で対応

### 火口近傍の登山者・観光客の避難計画策定支援業務について

#### 噴火警戒レベル3 入山規制

雲仙岳(火山近傍)

防災対応のポイント

- 火山活動の状況** 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
- 警戒範囲** 居住地域の住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。

防災対応	避難対応
<b>【対応】</b> ⇒ 火口から概ね2～2.5km以内への立入規制(警戒範囲は気象庁発表による) ⇒ 登山道(九州自然歩道等)規制は長崎県島原振興局(総務課)および公園監視員が対応。 ⇒ 道路規制は長崎県、雲仙市、南島原市が対応。 <b>【体制(レベル3)】</b> 島原市:災害警戒本部拡大体制 雲仙市:災害対策本部 南島原市:災害警戒本部 その他:協議会の開催(必要時) <b>【施設】⇒閉鎖 〇ロープウェイ運行停止(避難)</b> (ロープウェイ避難時の対応)・避難指示があった場合、観光客へ口頭や放送により注意喚起や下山指示、避難誘導、下り線での輸送(上り線は運行停止)。職員の安全確保を図った上で近隣の遊歩道巡回、観光客の不在を確認。 <b>【観光客】⇒立入禁止</b> <b>【登山道】⇒登山禁止(入山規制)</b> <b>【道路】⇒通行規制</b> (長崎県)・国道389号(池ノ原～田代原間)◆ (島原市)・なし (雲仙市)・市道小浜仁田循環道路◆ (南島原市)・深江林道	(◆印:2.5km規制時) <b>&lt;避難指示&gt;</b> 影響範囲内の人や施設に発令 (島原市) ・平成南山センター ◆ ・島木台地森林公園◆ (雲仙市) ・雲仙ロープウェイ事務所 ・仁田峠商店施設 ・池の原園地◆ (南島原市) ・なし <b>&lt;避難準備情報&gt;</b> 状況によっては規制範囲周辺の避難行動要支援者に避難準備情報を発令 ※特定地域なし

## 2. 平成29年度の検討状況：第1回幹事会における検討

- ✓ 28年度の検討状況や規制・避難ルート等の方針案について説明
- ✓ 昨年度の検討を基に火口近傍の登山者等に関する防災計画を先行して29年度に作成することを説明  
(雲仙岳火山防災計画の第1章(総則)・第2章(火山噴火対策編)の一部)

### 規制・避難ルート等の方針案に対する意見

- 登山者の避難ルートについて、国見分かれ方面への退避を基本としているが、アザミ谷方面を推奨したほうが良い。  
→国見分かれ方面は急な登り坂が続くことや、身を隠す場所が無いため。
- 登山道ループ部分の一方通行区間については逆走して避難することを計画に加えるよう検討してほしい。  
→急な登り坂で道が狭いため安全管理上大丈夫か検討が必要との意見があった。

### 3. 第2回幹事会における検討

- ✓ 28年度に作成したひな形を基に、雲仙岳火山防災計画の全体構成に合わせた章立てに修正し項目を再整理した。
- ✓ 第1回幹事会までに対応シート図面として整理した規制箇所、退避ルート等について、文書に起こして計画に落とし込む作業を行った計画(案)を事務局案として提示

### 4. 視察登山の実施及び雲仙岳火山防災計画に関する照会の実施について

#### 視察登山

- ✓ 第1回幹事会で出された意見について、現地を視察して対応方針を確認
  - 登山者の退避ルート：アザミ谷方面を推奨（国見分かれ方面は急な登り坂かつ退避場所がないため適さないと確認）
  - 一方通行区間の逆走：噴火発生時に迅速に火口から遠ざかる必要がある場合には逆送することも推奨

#### 雲仙岳火山防災計画に関する意見照会

- ✓ 雲仙岳火山防災計画の記載内容について幹事会構成機関に対して意見照会を実施
- ✓ 回答のあった意見については計画を修正することで反映させた。

## 5. 第3回幹事会における検討

- ✓ 各機関から回答のあった修正意見を反映
- ✓ 事務局で行った確認作業による補足修正を反映  
→29年度の雲仙岳火山防災計画(案)として提示

## 6. 今後の進め方について

- ✓ 幹事会の意見を踏まえて修正したものを本会議にて提示(資料4-2)
- ✓ 本計画について資料4-3~4-4のとおり県・市防災会議からの意見聴取を実施  
→本日の会議内容を踏まえて県・市に意見を回答
- ✓ 県・3市は次回の各防災会議で雲仙岳火山防災計画について議決を行い地域防災計画を修正する。

### 来年度以降の取組について

- 資料4-2で提示した雲仙岳火山防災計画:「登山者等に関する記述が中心」かつ「計画に反映できなかった事項が残存する」
- そのため、来年度以降も引き続き以下の項目等について検討を行い、計画改訂作業を実施する。
  - 改訂された噴火シナリオの反映
  - レベルに応じた防災対応の整理(噴火シナリオ改定により変更された場合)
  - 情報収集・連絡体制の更新整理
  - 立入規制等の具体的な手順に関する記載充実化
  - 救助や啓発・訓練等に関する記載の充実化
  - 市街地等に影響する大規模噴火発生時の防災計画の検討 等